

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成30年2月1日
29水港第2596号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

(以下、1-1-(1)～8-4-(3)は省略)

9-1 水産業競争力強化緊急事業

(1) 事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、(3)の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア (省略)

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ア) 趣旨

本事業は、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組を実践するために必要な漁船を円滑に導入できるよう支援し、もって持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するものである。

(イ) 事業等の内容

この項目において定める事業等は、次の a から c までのとおりとする。

a 浜の担い手漁船リース緊急事業

複数の浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「担い手事業」という。）とする。

b 漁船漁業構造改革緊急事業

漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。

c (省略)

(ウ) (省略)

(エ) 事業実施者

担い手事業又は構造改革事業において中核的漁業者が必要とする漁船を取得し、リースにより漁船の貸付けを行う者（以下「リース事業者」という。）とし、次のいずれかに該当するものとする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち水産庁長官が適当と認める者とする。

（以下、(オ)～(チ)は省略）

ウ (省略)

エ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、浜の活力再生広域プラン及び当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該浜の活力再生広域プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

- a 自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。
- b 率先して浜の活力再生広域プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。
- c 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

(以下、(ウ)～(コ)は省略)

オ 水産業競争力強化金融支援事業

(ア) 実質無利子化措置

a 事業実施主体による利子助成金の交付

事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものとする。

b 事業の内容

(a) 交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、イの(イ)のa若しくはb又はエの事業の実施者のうち平成28年1月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者(以下「交付対象者」という。)とする。

(b) 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

- i イの(イ)のa又はbの事業 漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する資金をいう。以下iiにおいて同じ。)のうち漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号)第2条の表の第1号に掲げるもの(ただし、共同利用施設に限る。)又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の取り扱う農林漁業施設資金(ただし、共同利用施設に限る。)であって、これらの事業を実施するために借り入れるもの
- ii エの事業 漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第2条の表の第1号、第3号又は第4号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの

(c) 利子助成の対象となる借入金の上限額

この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- i イの(イ)のa又はbの事業 1隻当たり2億5千万円
- ii エの事業 2千万円

(d) 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、資金の貸付けの日からその償還が終了する日までの期間又は当該貸付けの日から5年間のいずれか短い期間とする。

(e) 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、利子相当額又は年利率2%として算定した額のいずれか低い額とする。

c 事業の実施

(a) 交付規程

事業実施主体は、この事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程(以下「交付規程」という。)を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

(b) 交付申請及びその決定

- i 利子助成金の交付を受けようとする者(以下(b)において「交付希望者」という。)は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交

付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

- ii 融資機関は、貸付けの決定後、事業実施主体に対し速やかに交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付申請書類を提出するものとする。
 - iii 事業実施主体は、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- (c) 利子助成金の交付

融資機関は、交付規程の定めるところにより、(b)のiiiにより利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付対象者の利払期に応じて、事業実施主体に対し利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

(d) 利子助成金の交付の停止及び返還

- i 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。
 - (i) 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - (ii) 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき。
 - (iii) 交付対象者が、融資機関に対し、利息の支払の期限到来後1年を経過してもなお利息の支払をしなかったとき。
 - (iv) イの(イ)のa若しくはb又はエの事業を中止したとき。
 - (v) その他水産庁長官の承認を受けて事業実施主体が別に定める事由が生じたとき。
- ii 事業実施主体は、iにより利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させる場合であって、当該交付対象者が、(ウ)のbの(a)の事業の保証に係る被保証人であるときは、当該保証を実施する漁業信用基金協会に対し、iによる対応について通知するものとする。
- iii iの利子助成金の返還は、事業実施主体が交付対象者にした利子助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- iv 事業実施主体が利子助成対象者に対しiの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき利子助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

d 事業の申請期間

利子助成の申請期間は、平成28年1月20日以降とする。

e 報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別記様式第8-1号により、cの(b)のiiiの交付決定について当該四半期の実績及びその事業年度における累計の実績を、各四半期の翌月末までに、水産庁長官に報告するものとする。

f 事業の委託

- (a) 事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- (b) 事業実施主体は、(a)による事業の一部の委託に関する契約において、事業委託費を利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費以外の用途に使用してはならない旨の条件を付さなければならない。
- (c) 事業実施主体は、(a)の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

(以下、(イ)～(ウ)は省略)

(4) 基金の管理等

ア 事業実施主体は、基金を次により管理・運用するものとする。

- (ア) 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金又は郵便貯金
- (イ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

- (ウ) 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）
- イ 事業実施主体は、水産業競争力強化基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。
- (ア) 広域浜プラン緊急対策事業勘定
 - (イ) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定
 - (ウ) 水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定
 - (エ) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定
 - (オ) 水産業競争力強化金融支援事業勘定
 - (カ) 一般管理費勘定
- ウ 事業実施主体は、イの（ア）から（オ）までの管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、同勘定の中から支弁することができるものとする。
- エ 水産業競争力強化基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第9号により毎年度水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることのできるものとする。
- オ 事業実施主体は、基金造成後にイに定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官と協議するものとする。
- カ 事業実施主体は、基金の管理については、アからオまでによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。
- (5) 指導及び監督
- 水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。
- (6) 助成完了の報告、水産業競争力強化基金の清算及び返還
- ア 事業実施主体は、実施要領第5の2の規定に基づき、水産業競争力強化基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第10号により、水産庁長官に報告するものとする。
- イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに水産業競争力強化基金の清算を行い、別記様式第11号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、水産業競争力強化基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還するものとする。
- また、交付要綱第27に規定する場合のほか、事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、水産業競争力強化基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

第4 （省略）

附則

（平成22年3月26日21水港第2597号～平成29年3月28日28水港第3341号に係るものは省略）

附 則（平成30年2月1日29水港第2596号）

この改正は、平成30年2月1日から施行する。

（別記参考様式省略）